



# IUFRO-J NEWS

No. 2

## ナイジェリアで開かれた理事会について

オスロ総会で選出された今期理事会メンバーは 1977 年 1 月 1 日より任期が始まり、第 1 回目の理事会が 2 月 13 日から、ナイジェリアのイバダンで開催された。交通、宿泊事情等必ずしも好適な場所とは三えないが、オスロ総会勧告で、発展途上国の林学研究に重点を置くことが打ち出された線に沿った処置として、ナイジェリアが選ばれ、関係者は涙ぐましい努力でわれわれを迎えてくれた。

ときあたかも乾季で、サハラ砂漠の砂塵で空はドンシリとして高温多湿、一同大いに苦労はしたが、雄大な各種試験林を見学するに及んで、そこは山の人々で精氣を取りもどした。

議事の主なものは、つぎのとおりである。

### 1. 組織の運営に関するもの

メンバー機関が急激に増加するとともに地理的に拡大しているので、運営の効率化を考えなければならない。そこで、Division Coordinators の役目、地域理事の役目、会員と本部及び役員との連絡方法、研究会の能率的な持ち方など、基本的な問題が討議され、それぞれ、ガイドラインを定めることとし、次期理事会で決議を出すこととした。

理事会内部に、内規にしたがって次の委員会が設置された。

a) Program Committee：研究グループの組織、計画、運営に関する原案作成。

佐藤委員長、サムセット前会長、各 Division Coordinator で構成、次期総会準備の関係で松井も参加することとなった。

b) Administration Committee：全体の運営問題の原案作成。

Liese 会長、地域理事および Sundberg と松井で構成。

c) Finance and Planning Committee：財政問題。

佐藤委員長、Samset、Buckman、Iyamabo で構成。

d) Scientific Achievement Award Committee：

IUFRO 学術賞選考委員会で、これは次期総会前 2~3 年

に設置することとなった。

### 2. FAO 等との協力関係

FAO との協同研究会の開催を積極的に進めることが確認され、当面、情報検索システム Agris Forestry、林業用語について協力することと、早生広葉樹問題について共同シンポジウムを計画することとなった。なお林木育種（キャンベラ）および危険病害については計画済み。また、IUFRO の成果を周知させるため、FAO の機関紙 UNASYLVA を利用することも決定された。理事会には FAO 林業部長 King 氏の出席を得ているので、その連携はきわめてスムーズに進められている。なお、IUFRO 側の他の国際機関との窓口は、Sundberg 理事が当ることとなった。

### 3. 第 17 回総会対策

目下、日本では林野庁と林試、IUFRO-J 幹事会等で、総会準備のための問題点を整理中であり、近く組織委員会の発足を計画している旨説明し了解を得た。また、場所と時期については、主催者、参会者双方に最も都合のよいものを選ぶ必要があるので、日本の実情を説明し、次期理事会までに各理事が各国の実情を調査して持ち寄り再度協議することとした。決定は主催国が行なう。総会テーマはあった方がよいことが決められ標題は追って検討することとなった。各国とも、宿泊費を最少にしたいことと、日本の伝統的な文化に触れたいことは共通した希望であった。研究会の運営については前記ガイドラインが出来れば非常に参考になると思われる。

### 4. その他

①次期総会までの間、各 Division 内で 1 度は発展途上国で研究会を計画することが申合せられた。

②IUFRO 学術賞候補資格は 45 才以下となるが、申込時に 45 才以下であればよく、何時申込でもよい。

③IUFRO を P.R. するリーフレットを英、独、仏語で印刷する。出来るだけ多くの国語で配布できるよう協力することとなった。

（松井光瑠）



## IUFOR (国際林業研究機関連合) 規約 (Statutes)

### 第1条 名 称 (Title)

この組織の名称は《International Union of Forestry Research Organizations》である。この規約の中では Union と称する。

### 第2条 目 的 (Aims)

1. Union の主たる目的は、森林作業、林産物を含めた林業に関係する全研究領域にわたる学術研究の中で国際協力を推進することにある。

2. その機能は、とくに次の項目によって果たされる。

- 1) 同々の研究者との間での発想の交換を全世界を通じて促進する。
- 2) メンバー機関相互の接触をはかり維持させること、および共通の研究計画樹立とその実行の際の協力を推進すること。
- 3) 研究成果の普及と実用化を推進すること。
- 4) 学術、技術、文化的性格をもった国内および国際機関とくに国連食糧農業機構 (FAO) と協力すること。
- 5) 用語の統一化、情報の集積、収集などに際しての標準化を可能な限り行なうこと。
- 6) 定期的に見学旅行を組み合わせた会合を招集すること。

### 第3条 会 員 (Membership)

1. Union は2種類の会員より成る。

#### 1) メンバー機関 (Member Organization)

林業研究機関または、林業（森林作業、林産物を含む）に関係した課題の研究を行なっている機関で会員の申込みをし、理事会で受理されたもの。

#### 2) 個人会員 (Individual Member)

個人会員には4種のものがある。

##### 2)-1 普通会員 (Ordinary member)

メンバー機関に属し、林業又は林業に関連のある研究に従事し、又は従事したことのある個人で、Union の活動に参加を希望するもの。

##### 2)-2 準会員 (Associate member)

メンバー機関に属さない個人で林業に関連のある課題について研究に従事しているか、したことのあるもので、準会員の申込みをし、理事会で受理されたもの。

##### 2)-3 通信会員 (Corresponding member)

メンバー機関には属さないが、Union の研究活動に寄与する仕事に従事しているか、またはこれまでに従事し

たことのある個人の中から、理事会において選出されたもので、員数には制限がある。Subject グループ又は、Project グループ内での仕事に寄与するため、グループリーダーの推せんにもとづいて理事会で選出される。

#### 2)-4 名誉会員 (Honorary member)

Union に対し特に重要な貢献のあった者は、名誉会員の称号を受けることができる。その任命は、理事会の推せんに基づき評議員会で行なわれる。

### 第4条 組 織 (Structure)

1. Union の機関は次のものである。

- 1) 総 会
- 2) 評議員会
- 3) 理 事 会
- 4) 会長および副会長
- 5) 研究部門
- 6) Subject グループおよび Project グループ

### 第5条 総 会 (Congress)

(機能 Function)

1. 総会は会員の全体集会であり、技術及び学術上の問題のみに限ってとりあつかう。本会議では、評議員会の決定にゆだねるべき決議案、勧告案を提出できる。

総会の閉会セッション又は会期中の他のセッションに会長は Union の機能に關係した評議員会の決定事項、決議事項および会長が必要と認めた事項を会員に伝えれる。

(構成 Composition)

2. 総会は第3条に挙げられた全会員により構成される。

さらに会長が適當と認めた者を招待することができる。

(手続 Procedure)

3. 総会は3~5年に1度開かれる。Union の会長または代理者は自ら、総会のすべての集会を主宰する。

### 第6条 評議員会 (International Council)

(機能)

1. 評議員会は Union の業務の規定に責任のある最高機関である。

2. とくにこの会議は

- 1) Union の活動計画および執行に関する主要な方針を樹立すること。
- 2) 会費を決定すること。（第7条の2、及び第14

(8条参照)

- 3) この会議の議長を選出すること。この議長は、同時に Union の会長となり、理事会の議長となる。
- 4) 副議長を選出すること。この副議長は同時に Union の副会長となり、理事会の副議長となる。
- 5) 理事会メンバーのうち、会長が理事会の承認を得て、任命することのできる 2 人のメンバーを除いたものの選出を行うこと。
- 6) 次期総会の開催場所と予定期日を決めるこ
- 7) 各国政府及び各国国内機関または国際機関に対し、Union の目的に関連した事項についての勧告を行うこと。
- 8) 理事会の決定事項で承認を必要とするものを承認すること。
- 9) 規約の改正を決定すること。
- 10) 現行規約で委任されている其の他の事項を行うこと。

3. 評議員会は、その権限の一部を一定期間理事会に委任することができる。

(構成)

4. 最少限 1 メンバー機関をもつ国は、評議員会に 1 名の代表と 1 名の代表代理を指名する権利がある。各国の代表および代理はその国における Union のメンバー機関によって選ばれ、原則として、メンバー機関のうちの 1 つに職務または地位を持たねばならない。

5. 国の呼称には国際郵便連盟規則を適用する。

6. 評議員会の設立とその構成者決定は次の規則に従って行われる。

- 1) 各総会の前に新しい評議員会が任命される。
- 2) 会長は新しい評議員会が任命される少なくとも 6 ヶ月前に、各国のメンバー機関に対し、評議員会の構成員および代理の指名を要請する文書を出す。この文書は、90 日以内に明確な指名を行わないときは、その国は 6 項 3 号に示す対策が満足されるまでは、会議に対する代表権を得られないことを指摘する。
- 3) 代表者をもたない国は、正当な指名が会長によって受理されてから 60 日後に構成員資格が与えられる。
- 4) 国は評議員会への代表者を変更、または停止することができる。この変更または停止は、正式な通告が会長によって受理された 60 日後に効果を発揮する。
- 5) 代表者の指名、交代または停止に關し疑惑があ

るときは、会長が最終決定を行う。

- 6) 会議における多数決に際しては代表者のいない国は定数に加えない。

(手続)

7. 評議員会は通常、総会々期中にのみ開かれる。ただし、必要あるときは臨時会議を会長の決定または構成員の 1/3 以上の要求によって、総会々期以外のときに開くことができる。会長はまた、文書による協議を行うことができる。

8. 規約の改正に関する決定は通常会議で行わなければならない。ただし他の事項は臨時会議で処理する事ができる。

9. Union のすべてのメンバー機関は評議員会に対して、個別の提案を行なう権利をもつとともに、Union の各機関の活動についての抗議を行う権利があり、その件についてその国の代表者に評議員会に対してくわしく説明させる権利を有する。この種の提案および提訴は前もって Union の会長に伝達されなければならない。会長は次期評議員会の議題に組入れるよう手配する。

10. 評議員会の日程と議題は会長が決める。会長は通常会合を自ら主宰する。(8 条 3 項参照)

11. 評議員会の投票手続きは次のとおりである。

- 1) 評議員会に提案される規約のいかなる改正も有効投票数の 2/3 の多数決で採択されなければならない。この際、変更に賛成の投票数は、評議員会の総構成員の 1/3 を下まわってはならない。
- 2) 規約の改正の影響のない決定は、投票した構成員の過半数で支持されなければならない。
- 3) 評議員会の各構成員は 1 票を持つ。

## 第7条 理事会 (Executive Board)

(機能)

1. 理事会は Union の執行機関である。理事会は、評議員会の決定事項を実行するとともに、評議員会の会期と会期の中間期には Union の機能を保つために必要なあらゆる行動を行う。

2. 理事会は、Union の収入と支出を管理し、評議員会に会費額を勧告する。

3. 評議員会の指示にもとづき他機関との間に交わすことのある協定書を作成する。

(構成)

4. 理事会は、会長、副会長、部門ヨオディネーター及び、9 人から 11 人の他の構成員からなる。

理事会の構成員はなんらかの資格でメンバー機関に属している卓越した研究者の中から、すべての大洲が代表されるような方法で選ばれる。

5. 理事会の構成員は人本位で選出される。ただし会議に出席し得ない場合は、会長の同意を得て代理人を立てることが出来る。

6. FAO は理事会に出席する代表者を任命できる。この代表者は、投票権は無いが見解を述べ、またすべての論議に参加してよい。会長はその他のオブザーバーを招待することが出来る。

7. 会長、副会長、部門コオディネーター及び9人の理事は評議員会において、出席者の多数決で選出される。

会長は理事会の議を経て、2名の理事を追加任命できる。

8. 評議員会で選出されたものも、会長の指名によるものも全員の任期は、彼らが選出又は指名された総会の次の年の1月1日から、次の総会の年の12月31日までである。継続性を保つことが必要なときは、再選はさまたげないが、三選されることはできない。

9. 評議員会の会期と会期の中間に理事会の構成員が理由の如何を問わずその職を辞するときは、理事会はその後任者を任命することができる。その後任者の任期は次期評議員会までとする。

#### (手続き)

10. 理事会は通常は総会中に会合を持ち、また総会と総会の間は年に1回を持つ。ただし必要があれば会長の決定または構成員の1/3以上の要求により追加の会合を開くことができる。

11. 決議は出席者の多数決が必要で、理事会の投票数の最低1/3が必要である。この後半の条件があるから定足数は規定しない。

### 第8条 会長 (President)

#### (機能)

1. 会長は総会、評議員会および理事会を主宰する。如何なる案件についても投票が同数の時は会長が決定投票をする。

2. 会長は理事会の管理下にある Union の資金の運用に責任をもつ。

3. 総会と総会との期間、会長は理事会の同意を得て可能な限りあらゆる必要な決定をする。規約上必要な場合は、次期評議員会でこれら決定事項の確認をうける。

4. 会長はこれ以外に Union の活動のためにまた代表権を保つために必要なすべての権限を与えられる。

#### (任期 Terms of office)

5. 会長は評議員会で選出される。

6. 会長の任期は選出された総会の次の年の1月1日から次期総会の年の12月31日までである。

7. 会長として任期一杯務めたときは再選されない。

8. 何らかの理由により会長が任務を遂行できない時は、副会長が代行する。副会長も代行できない時は、理事会が理事の中から会長代行を任命する。

9. 会長は理事会の承認を得て、彼の任期期間を越えない期間特定の責任を副会長に委任することができる。

### 第9条 副会長 (Vice-president)

#### (機能)

1. 副会長は会長により委任された機能を果たす。また、会長不在の場合は会長を代行する。

#### (任期)

2. 副会長は、評議員会で選出される。

3. 副会長の任期は選出された総会の次の年の1月1日から次期総会の年の12月31日までである。

4. 副会長は、その任期を満度に務めたときは副会長としては再選されない。

5. 何らかの理由で副会長が任務の遂行ができないとき、あるいは彼が規約第8条の8により会長の職を行うときは、理事会は理事の中から副会長代行を任命する。

### 第10条 Subject グループ及び Project グループ

#### (機能)

1. Union の科学上の活動は多数の Subject グループ及び Project グループにわたる。

#### (機能)

2. Subject グループは本来特定の研究分野一または密接な関係のある研究分野群の研究者等によって研究される問題をとりあつかうものとして作られる。

Subject グループは通常永続的なものである。

3. Project グループは特定の研究問題を取扱うものとして作られ、多数の研究分野の研究者等によって構成される。本来 Project グループは特定の期間設けられるものである。

4. Union の個人会員はすべて1もしくはそれ以上の Subject グループおよび Project グループに参加する権利がある。

#### (手続き)

5. Subject グループ及び Project グループは理事会により作られ、また廃止される。

6. Subject グループ及び Project グループのリーダー及び副リーダーは理事会が各グループと協議して任命し、その任期は次期総会までである。再任は1回のみ可能である。

7. Subject グループ及び Project グループのリーダーが任務の遂行不能のときは、そのグループの副リーダーが代り、新しい副リーダーが理事会により任命される。

**第11条 部門 (Divisions)**

## (機能)

1. Union の活動の全分野はいくつかの研究部門にわたる。

2. 研究部の主たる機能は Subject グループ及び Project グループ相互間またこれら各グループと理事会との連絡を計ることである。

## (組織)

3. Union の中の Subject グループ及び Project グループはいずれかの研究部門に属するものとする。

## (手続き)

4. 研究部門の数と各部門の研究分野の範囲は評議員会で決定される。

5. Subject グループ及び Project グループがいずれの研究部門に属するかは理事会で決定される。

6. 各研究部門はコオディネーターの下にあり、コオディネーターは理事会の構成員であり、また理事会において、その研究部門に属する Subject グループおよび Project グループを代表する。

コオディネーターは1人または複数の副コオディネーターにより補佐される。

7. コオディネーターの候補者は関係した Subject 及び Project リーダーにより指名され、理事会の推せんにもとづき、評議会により選出される。

8. コオディネーター及び副コオディネーターの任期は通常、任命された総会の翌年の1月1日から次期総会の年の12月31日までである。再選は1回のみである。

**第12条 会計—会計検査 (Accounts—Auditing)**

1. Union の会計は各歴年の終りにしめられる。理事会により任命された2人の監査役により検査された後、会長はこれを理事会に提出し承認を受ける。確認された会計報告は Union の年報に毎年公表される。

**第13条 事務局 (Secretariat)**

1. 会長は理事会の承認を得て事務局を作る。

**第14条 会費 (Subscriptions)**

1. 会員の会費は年払いとし、毎年1月1日を支払期日とする。

2. 会費額は理事会の勧告にもとづき評議員会で決定される。(規約4条の2, 7条の2参照)

3. 3会計以上会費を支払わない会員は会員資格を失う。

**第15条 内規 (Internal Regulations)**

1. 内規は本規約の運用細則である。とくに Union の各機関の逕達なき運行を保証するため採られるべき処置を定めるものである。

2. 理事会は内規の制定および必要あるときはその改訂をする責任があるが、これらは常に本規約に適合するものでなければならない。

3. 内規およびその補足改訂は評議員会に報告される。

4. 本規約および内規によって処理されないすべての問題については理事会が責を負うが、メンバー機関は次期総会において評議委員に異議申立てをすることができる。

**第16条 解釈の問題**

1. この規約は、英語、フランス語、ドイツ語で印刷される。解釈上問題があるときは英語を正文とする。

**第17条 規約の発効**

1. この規約は1971年3月15日に発効する。

Dr. George Jemison 主宰の評議員会により1971年1月6日に承認され、1971年3月15日に修正された。

(松井ら訳)

**INFORMATION****★日本大会運営に関する検討会**

52, 2, 10. 林野庁指導部長室において林野庁関係課長・係、林試関係者によって日本大会を運営するための組織体制、財政問題等について協議検討を行った。当面 IUFRO-J 事務局において準備日程等について検討を進めることとしている。

**★ナイジェリア理事会**

52, 2, 13~2, 24 (12日間) 今期第1回の理事会がナイジェリアで開催され、佐藤副会長、松井常任オブザーバーが出席された。(第1頁参照)

**★IUFRO 第3回林木育種協議会**

52, 3, 14~3, 26 (13日間) オーストラリア、キャンベラで第3回林木育種協議会が開催され、林試戸田造林部長が出席された。

**★会長 Dr. W. Liese 来日**

前記林木育種協議会の出席の機会に4, 2~4, 6来日、東京、京都を視察された。この間4月4日には IUFRO-J と会合、5日には林野庁長官とお会いになった。

**★ワーキンググループの開催**

52, 3, 25 林野庁において、日本大会運営のための組織体制等を協議するため林野庁関係課、林試の関係者による、ワーキンググループによって協議検討を行った。

## IUFRO 内規 (Internal Regulations)



IUFRO 規約を運用するために内規が制定されているが紙面の制限もあるので、ここでは会員がとくに関係があると思われる条項の概要を抜粋することとした。

## 第1条 内規の制定と修正

## 第2条 本部と住所

## 第3条 会員 (Membership)

1. 入会の申込みはすべて会長宛に行ない、会長はそれを Executive Board に提出して認可を求める。理事会は活動の一部分でも林業に関する研究を行っている機関の入会を認めることができる。

2. 研究所あるいは一機関の行政部もしくは技術部は単独で会員の申込みをすることができる。

3. Union のすべてのメンバー機関とメンバー機関に属さない個人会員は Union の管理運営に関して会長あて要請を提出する資格がある。

## 第4条 総会 (Congress)

1. Union を勧誘して自国において総会の開催を希望するメンバー機関は前回の総会の終わり、できればそれ以前に、その意向を表明する。International Council はそれによって次回総会の場所を決定し、総会の閉会式においてその決定を通知することができる。

2. 総会は会長が、主催国の代表者を通じて、指図する。すなわち会長は総会、とくに準備、会合の編成、見学旅行、支出およびその他のすべての事柄に関して自由裁量権をもつ。

## 第5条 理事会 (Executive Board)

## 第6条 会長 (President)

## 第7条 Subject, Project グループ

## 第8条 部門 (Division)

## 第9条 会費 (Subscriptions)

1. メンバー機関の会費額は IUFRO の関連研究活動に従事する研究員の人数に基づく。会費の決定にはつぎの研究員区分を適用する。

(1) 大学卒業者または同等の専門教育修了者で、定職について林業のある分野の研究に従事しているもの。ただし、つぎの分野の人は該当しない。

(2) 科学者の指導のもとに働く野外研究助手、研究室の技術者あるいは工芸者の職にある者。

(3) 上級学位の取得に努力しているが、研究機関に勤務して研究に従事していない学生。

(4) 研究助手として臨時に勤務する（通常 2 年間に満たない）大学卒業者。

(5) 重要な学位を取得するための研究の指導にたずさわっていない大学学部の教師。

2. メンバー機関の年間基本会費は 200 スイスフランである。各メンバー機関は研究者 10 人につき 100 スイスフランを支払う。会員の人数は常に切り上げ計算をする。例えば 4 人は 10 人、93 人は 100 人とみなす。

3. 年間基本会費 200 スイスフランを納めるメンバー機関は論文一組を受け取る資格がある。少くとも 50 人の科学者のいるメンバー機関は 50 人あるいはそれ未満の人数の科学者用にさらに論文一組を受け取ることができ。50 人を越える場合は、論文一組 100 スイスフランで入手することができる。

5. 準会員の年間会費は 100 スイスフランで、納入した会員は論文一組を受けとる。

## 第10条 言語 (Languages)

1. IUFRO 年報は英語、フランス語およびドイツ語の 3 か国語で発行される。

2. 会員用資料と情報資料とは英語、フランス語およびドイツ語とスペイン語のようなその他の言語で作成される。

3. 重要な会合の討論には同時通訳が行われる。

(1) 総会および国際会議の全員が出席する会議における討議は英語、フランス語およびドイツ語に同時通訳される。

(2) 総会が英語、フランス語またはドイツ語以外の言語を国語とする国において開催される時は、決議によって開催国の国語も同時通訳することができる。

(3) 部門、研究グループあるいは特定問題調査委員会の会合は、合意の上でいかなる言語ででも聞くことができる。しかしできれば英語、フランス語あるいはドイツ語の内の 1 国語あるいは数か国語に通訳するべきである。以上の会合の報告は IUFRO 用語の内のいずれかの国語、どちらかといえば英語で刊行すべきである。

1976 年 9 月 於オスロ 会長

(事務局 東訳)

IUFRO-J NEWS No. 2

昭和 52 年 3 月

編集発行 農林省林業試験場調査部  
TEL 03-711-5171